

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年9月8日から令和4年10月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 保育課・西尾幼稚園・保育園9園（花ノ木・米津・室場・矢田・一色中部・佐久島・津平・荻原・見影）

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保育課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 予定価格が2,000万円を超える物品供給契約を、議会の議決に付していなかった。

なお、本件については、令和4年10月17日から10月31日までに実施した地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査で内容を詳細に述べることとする。

【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がないものや不明確なものがあった。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(ウ) 50万円を超える契約において、予定価格書を封入していないものが散見された。

【契約規則第13条】

(エ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。【契約規則第24条の2】

(オ) 工事請負契約に係る監督職員を任命していないものがあつた他、検査職員を任命していないものが散見された。【契約規則第45条】

イ 会計年度任用職員に関する事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 報酬単価の違いにより未払分が発生しているものあつた。

【会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条】

(イ) 休憩時間について、8時間を超える勤務をしていたにもかかわらず、1時間以上の付与をしていないものあつた。

【会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条】

(2) 幼稚園・保育園

ア 公印の使用において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 公印使用簿に記入せずに使用しているものあつた。【公印規則第8条】

(イ) 決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものあつた。【 〃 〃 】